

2024 年 7 月 20 日
法政大学中学高等学校

法政大学中学高等学校クラブ活動に係る活動方針（ガイドライン）

1 本方針策定の趣旨

学校法人法政大学の設置する中学及び高等学校に係るクラブ活動の方針（ガイドライン）に則り、「法政大学中学高等学校クラブ活動に係る活動方針（ガイドライン）」を策定する。

本校は、教育活動の一環として、クラブ活動をこの方針に則り実施する。また、クラブ活動のルールや運営については、学校のルールを逸脱しないものとし、授業の選択や進路選択を尊重する。

本校におけるクラブ活動（部活動）には、次のような教育的意義がある。

- （１）クラブ活動は、中学生・高校生が、スポーツ、文化・芸術・科学等に関して自主的・自治的に行う課外活動である。
- （２）クラブ活動は、文化・スポーツ等の各領域での活動を通して、次のような生徒の資質・能力を育てる意義を有すると考えられる。
 - a 自主性・積極性、学校生活への意欲
 - b 民主的・自主的な組織運営能力や参加意識
 - c 教科等の学びの活動との関わる資質・能力
- （３）クラブ活動は、次のような機能を有していると考えられる。
 - a 技能・技量の向上をはかり、さらには試合・コンクール・大会・発表会等を目標にして活動を行うことにより、個人としてあるいは集団としての成長や達成を実感し、充実感・自己肯定感を得られる場となっている。
 - b 活動を楽しみ、生徒同士が交流することにより、学校生活における「居場所」となっている。
- （４）各クラブは生徒会組織のもとにおかれ、クラブ活動は自主・自治活動としての性格を有している。

2 「活動方針」の策定等

- （１）校長は、毎年度、学校法人法政大学の設置する中学及び高等学校に係るクラブ活動の方針（ガイドライン）に則り、「法政大学中学高等学校クラブ活動に係る活動方針（ガイドライン）」を策定する。
- （２）本校では教育活動の一環として、クラブ活動を、上記活動方針に則り行う。
- （３）クラブ活動の顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日、校外活動等実施予定日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日、校外活動等実施日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

- (4) 校長は、上記(1)(2)の活動方針、活動計画及び活動実績等を、学校のウェブサイトへの掲載等により公表する。
- (5) 校長は、顧問の通常業務について、教員の所定労働時間の範囲内で行わせることとする。

3 指導・運営に係る体制の構築

- (1) 校長は、生徒数・教員数・その他の教職員数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教職員の長時間労働の解消等の観点から円滑にクラブ活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- (2) 校長は、教員をクラブ活動の顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、課外活動指導員・外部指導者等の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。
- (3) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、クラブ活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教職員の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

4 適切な活動時間・休養日等の設定

クラブ活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、学習、運動、課外活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準として設定する。

- (1) 本方針での定義
 - a 活動時間の定義
活動時間とは、準備・片付け・学校管理下の自主練習を含む、学校としてのクラブ活動に従事している時間をいう。
 - b 休養日の定義
休養日とは、学校管理下の自主練習も含め、学校としてのクラブ活動をおこなわない日とする。
 - c 週末等の定義
週末等とは、土曜日、日曜日、国民の祝日及び付属校で正課の授業を実施していない期間をいう。
 - d 平日の定義
平日とは、週末等に含まれない月曜日から金曜日までの日をいう。

(2) 活動時間・休養日の設定

活動時間・休養日の設定については、中学校・高等学校でそれぞれ以下のとおりとする。

a 中学校

(a) 活動時間

平日2時間程度、週末等3時間程度を活動時間の上限とする。

活動の特性または大会のプログラムの必要性から、上記の基準を超えて活動する場合は、週11時間（平日2時間4日間、週末等3時間1日間の合計）程度を上限とする。

(b) 週ごとの休養日

1週間の間に2日間、休養日を設ける。少なくとも1日は平日、少なくとも1日は週末等に設ける。週末等に大会参加等で活動した場合（土日連続して活動した場合）は、休養日を他の日（平日を含む他の活動日）に振り替える。

1週間の区切りは「日曜日から土曜日まで」とする。

b 高等学校

(a) 活動時間

平日2時間30分程度、週末等3時間程度を活動時間の上限とする。

活動の特性または大会のプログラムの必要性から、上記の基準を超えて活動する場合は、週13時間（平日2時間30分4日間、週末等3時間1日間の合計）程度を上限とする。

(b) 週ごとの休養日

1週間の間に2日間、休養日を設ける。少なくとも1日は平日、少なくとも1日は週末等に設ける。週末等に大会参加等で活動した場合（土日連続して活動した場合）は、休養日を他の日（平日を含む他の活動日）に振り替える。

1週間の区切りは「日曜日から土曜日まで」とする。

(3) 安全な活動の確保

a クラブ活動においては、生徒の安全と健康を最優先とする。

b 熱中症予防については、日本スポーツ協会の「熱中症予防運動指針」および環境省の熱中症予防情報サイトにに基づき、熱中症の予防に向けた体調チェックや注意喚起に取り組み、十分な安全確保をはかる。

・熱中症特別警戒アラートが発令される場合には、休校扱いとする。

・WBGT31℃以上の環境における屋外での運動は、原則禁止とする。

・公式戦については、大会主催者の判断にもとづき、活動する。

c 合宿に際しては、特に中学生や新入部員に対して無理のない練習計画をたて、部員が体調の不調を訴えやすい環境を作る。また指導者も十分な休養をとり余白をつくる。生徒および指導者が十分な休養をとれない場合は実施しない。

5 学校単位で参加する大会の見直しについて

- (1) 校長は、クラブ活動が参加する大会等を把握し、大会等に参加することで、生徒や教職員の負担が過度にならないよう、参加する大会等を精査する。

6 校外活動の見直しについて

- (1) 校長は、クラブ活動が実施する校外活動等を把握し、校外活動等を実施することで、生徒や教職員の負担が過度にならないよう、実施する校外活動等の上限の目安等を定める。
- (2) クラブ活動の顧問は、実施する校外活動等を、年間の活動計画及び毎月の活動計画にて校長に報告する。

7 クラブの会計について

- (1) 各クラブの会計年度は4月～3月とする（異なる会計年度を用いているクラブにおいては、移行していく）。
- (2) 各クラブは会計年度ごとに会計報告を生徒・保護者および学校に報告し、必ず監査を受ける。監査の細目については別途定める。
- (3) 合宿については、その都度会計報告を行う。

8 補足事項

- (1) その他、本方針で定められていない事項は、本方針の趣旨に則り、付属校の校長が決定する。
- (2) 校長は、この方針（ガイドライン）を、ウェブサイトへの掲載等により公表する。

9 本ガイドラインの改廃について

- (1) 本方針の改正または廃止にあたっては、学校法人法政大学の設置する中学及び高等学校に係るクラブ活動の方針（ガイドライン）から逸脱するルールを定めることはできない。
- (2) 本方針は企画運営委員会及び担当諸組織で取り組み状況を毎年度振り返り、より適切なものに改め、教員会議に報告する。
- (3) 校長は、本方針が改められた際、その内容について、必要な点検を行う。
- (4) 方針が改められた際には、その内容、ねらいについて速やかに生徒保護者に共有化をはかる。

附 則

この方針は、2024 年 7 月 20 日から施行する。

以 上